

任期付短時間勤務教職員の勤務条件等について

埼玉県教育委員会が任命し、市町村立小・中・義務教育・特別支援学校等に勤務する任期付短時間勤務教職員の勤務条件等は次のとおりです。

1 任期付教職員の種類

- 本務者が育児短時間勤務を承認された期間内において、本務者に代わって勤務する者
ア 育児短時間勤務代替 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の適用を受ける者
※ 本務者の休業期間等の変更により任用期間等が変更となる場合があります。

2 勤務場所

各教育事務所管内の市町村立小・中・義務教育・特別支援学校等又は給食共同調理場（学校栄養職員）

3 職務内容

次のような業務を行います。

- 教科指導
- 学級担任等
- 校務分掌
- 生徒・進路・保健指導等
- クラブ・部活動指導
- 庶務、経理等（事務職員）
- 栄養管理、栄養指導、献立作成等（学校栄養職員）
- 所属長が定める職務等の分担

4 任用等

- 埼玉県教育委員会が任命し、給与は埼玉県から支給されます。
- 身分は、市町村立小・中・義務教育・特別支援学校等を設置する市町村の職員となります。

5 服 務

市町村教育委員会の定める学校職員の服務に関する規定の適用を受け、市町村教育委員会による服務の監督を受けます。

6 勤務日及び勤務時間（「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」によります。）

- 日曜日及び土曜日は週休日となります。ただし、短時間勤務の形態により、月曜日から金曜日までの間で週休日が増えられる場合もあります。
- 国民の祝日等の休日は、特に勤務が命じられない限り勤務することを要しません。
- 勤務時間の割振りは市町村教育委員会が行います。

7 休 暇

- 年次休暇は、任用形態及び任用期間に基づいて、一定の日数が付与されます。
- 特別休暇は、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」によります。
（病気休暇、出産休暇、子育て休暇、夏季休暇、介護休暇等）

8 給 与

- 給料月額、県の基準に基づき、過去の学歴や職歴等から決定された額に、1週間当たりの勤務時間数に応じた割合をかけて算出されます。
（例）大学新卒者が、正規職員の2分の1程度の勤務時間で採用された場合

（令和8年4月時点）

職 種	給 料 月 額
教諭、養護教諭	約153,000円（*1）
助教諭、養護助教諭	約150,000円（*1）
事務職員	約123,000円（*2）
学校栄養職員	約133,000円（*2）

*1 教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当を含みます。

*2 地域手当を含みます。

- 支給要件に該当する場合には、上記給料月額に加えて、通勤手当等の手当が支給されます。
- 期末・勤勉手当は、県の条例に基づき、在職期間等に応じて支給されます。

ただし、他の地方公共団体の職員から引き続き職員となった場合であっても、他の地方公共団体の職員として在職した期間は勤務期間等に算入されません。（県の給与条例適用職員を除く。）

- 給与は毎月21日に支給されます。また、期末・勤勉手当は6月30日及び12月10日に支給されます。
なお、支給日が土曜日、日曜日、休日等に当たる場合は繰り上げて支給されます。また、月の途中から任用された場合には、事務処理上、任用直後の支給日には支給が間に合わないことがあります。

9 退 職

- 任用期間の満了により退職となります。ただし、本務者の育児短時間勤務の承認期間の延長や自身の勤務実績により任用期間が更新される場合があります。
- 次のような場合は、任用期間中であっても退職となる場合があります。
ア 勤務成績が良好でない場合
イ 本務者の育児短時間勤務期間が変更になる場合
ウ 任期付短時間勤務教職員本人の心身の故障により、職務の遂行に支障がある場合

10 退職手当

退職手当は支給されません。

11 社会保険の適用

- 健康保険・厚生年金保険は適用されません。
- 雇用保険は適用されません。

※市町村立小・中・義務教育・特別支援学校等に勤務する任期付短時間勤務教職員については、社会保険、厚生年金保険、雇用保険の加入要件である週20時間以上の勤務形態がないため、社会保険の適用はありません。

ただし、任期付短時間勤務教職員が会計年度任用職員等を兼務していて、社会保険の加入要件（1週間の所定労働時間が20時間以上、給与の月額が88,000円以上、学生でない）を満たす場合は、2月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定められた期間を超えて使用されることが見込まれない者を除き、以下の社会保険制度が適用されます。

- 健康保険制度：公立学校共済組合（短期給付・福祉事業のみ）
 - 年金制度：日本年金機構（厚生年金第1号被保険者）
- また、公立学校共済組合員は埼玉県教職員互助会員資格も有するため、埼玉県教職員互助会員資格が付与されます。

12 公務・通勤災害補償

公務中や通勤途上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）について、地方公務員災害補償基金の認定を受けた場合は、地方公務員災害補償法の規定により補償が行われます。

13 その他

ここに記載のない事項については、法律・条例等に定めるとおりとなります。

教育公務員は、社会に大きな影響を与える立場にあります。

別添のチェックリストをもとに、自己点検をし、信頼される教職員となりましょう。

地方公務員法 第33条

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となる行為をしてはならない。」

職務上の義務

- 服務の宣誓
- 職務に専念する義務
- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

身分上の義務

- 秘密を守る義務
- 信用失墜行為の禁止
- 争議行為等の禁止
- 政治的行為の制限
- 営利企業への従事等の制限

懲戒処分の対象となりうる。 免職・停職・減給・戒告